

対応区分 「措置済」 措置が完了したも又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。  
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの。  
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能な等の措置を講じないことを決定したも。

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉および児童福祉に関する事務の執行について

頁	区分	項目	指摘事項又は意見の内容(抜粋)	担当部署	対応区分	措置状況・理由
38	指摘事項	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 老人福祉総務費に対する監査結果 敬老記念品贈呈事業	敬老記念品贈呈事業について何ら規定が整備されていない。条例等を整備すべきである。近隣の中核市は祝金の条例が整備されている。	健康長寿課	対応中	
38	指摘事項	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 老人福祉総務費に対する監査結果 敬老記念品贈呈事業	敬老祝金について、倉敷市の100歳到達時の祝金100,000円は他の中核市と比較して著しく高額であるといえる。100歳の高齢者に祝金100,000円を贈ることが真に高齢者自身の喜びにつながっているかについては疑問が残る。100歳到達時に贈る祝金に代えて、例えば生まれた日の新聞のコピーや特産品を贈るなど、これでもっとも少ない費用で100歳の日に心から喜んでもらえるような方策を検討すべきであろう。高齢化で対象者がこれからはますます増え、祝金も増加することが予想される。祝金について廃止も含め全面的に見直すべき時に来ていると考える。	健康長寿課	対応中	事業の実施根拠の規定については、条例の必要性等も含め、規定を定める方向で検討します。祝金の内容については、これまでの議会での議論、他市の最新の取り組み状況、国の動向等を整理し、状況把握に努めます。
40	指摘事項	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 老人福祉総務費に対する監査結果 シルバー人材センター運営補助事業	シルバー人材センター事業費について、平成27年度の当初予算では運営費基本分として22,140千円計上されていたが、新規に高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を実施するため予算の補正が行われた。補正予算では、当初予算の運営費基本分の一部である7,600千円と当初予算の企画提案方式による事業費補助金(国庫補助分)の2,000千円を合わせた9,600千円が、新規事業の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業に充当されている。平成27年6月補正の事業費予算見直しにおいて、理事長報酬等、職員報酬等及び口座振込手数料は積上計算で行われており、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金は「平成27年度高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)執行方針」の別表3に基づき、派遣事業の就業延人員の目標値から算出されており問題ないとする。これに対し運営費基本分(14,340千円)については具体的な根拠に欠ける数字となっている。運営費基本分の金額は、真備町、船越町合併時にシルバー人材センターと協議して決定した金額を基礎として当初決定され、その後再協議の上で減額決定が行われているが、どのように算定されたかについては、明確にされていない。シルバー人材センター事業費予算見直しにおける「運営費基本分」の算定根拠を明確かつ具体的に規定にすべきである。	健康長寿課	対応中	補助金としては、「運営費基本分」と「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金」を合わせたものが市としてのシルバー人材センターへの支援とされています。補助金額は真備町、船越町合併時には各町の補助金額が合算されていたため、31,300千円となっていました。その後、シルバー人材センターの運営状況等を勘案しながら段階的に減額し平成23年度以降は22,140千円としています。補助金の支出根拠については定める方向で検討します。
57	指摘事項	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (7) 老人福祉施設費に対する監査結果 老人福祉センター(有城荘・西岡荘)管理運営事業	有城荘指定管理業務実績報告書における収支の明細について、本部経費の配賦方法に問題がある。本部経費の配賦計算は、倉敷市総合福祉事業団が倉敷市から受託しているすべての事業に対して行われているのではなく、随意契約事業に対してのみ行われている。随意契約である有城荘には本部経費が配賦されているが、同じく倉敷市総合福祉事業団が競争入札で受託している西岡荘には本部経費の配賦は行われていない。このような恣意的な配賦計算により、有城荘の支出報告は実際にかかったコストより明らかに大きな数字となっており、実態を反映した支出報告がなされていない。本部経費の配賦は、恣意的に行うのではなく可能な限り実態を反映し、かつ客観的な基準で行われる必要がある。仮に本部経費の配賦計算が適切に行われた場合は、有城荘、西岡荘のみならず倉敷市と倉敷市総合福祉事業団との契約全てにおいて影響が及ぶこととなる。適切な配賦計算を行った後に、倉敷市は当事業団との契約全てについて契約金額の見直しを行う必要がある。	健康長寿課	措置済	平成31年度からの新たな指定管理において、倉敷市から委託している事業の予算額に照し本部経費が按分されるよう、倉敷市総合福祉事業団と調整を行います。
31	意見	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 老人福祉総務費に対する監査結果 介護用品扶助費支給事業	介護用品扶助費支給事業は小規模事業であり、毎期4百万円弱の支出が行われているに過ぎない。他の類似事業(例えば「在宅たきり高齢者等介護手当支給事業」など)を統合する点について共通する事業と統合することで、さらなるコスト削減やサービスの質の向上を図ることができるものとする。	健康長寿課	不措置	「介護用品扶助費支給事業」と「在宅たきり高齢者等介護手当支給事業」などは、対象者が異なる事業であり、事業の目的も違うため、単に助成のみを理由として統合することは困難です。
33	意見	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 老人福祉総務費に対する監査結果 日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業の平成27年度における支出は620千円で給付件数も56件にすぎない。平成23年度は事業費3,198千円、給付件数も423件あったが、その後の年度において事業費、給付件数ともに減少傾向にある。給付品目の再検討や事業そのものについて継続するニーズを確認する必要があると考える。	健康長寿課	措置済	給付品目の見直しは、これまでも行っています。今後も利用状況の確認を行いつつ、周知の強化等も含め事業の実施方法について検討します。
37	意見	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 老人福祉総務費に対する監査結果 電話安否確認事業	電話安否確認事業は、介護保険サービスや他の福祉サービスの利用により定期的な安否確認が行われていない方を対象としており、高齢者の福祉にこもりや孤独死の未然防止に一定の貢献はしているものと考えられる。しかし、介護保険サービスの利用開始に伴い当事業の利用費は減少するが、平成27年度の事業費は37万円、利用者は17人にすぎない。事業費も減少し利用者も少ない当事業について、他の福祉サービスに統合していくことができないかなどについて検討し、独立の事業として維持していくことの必要性を再度確認していただきたい。	健康長寿課	不措置	既存の介護保険サービス等の利用が無く、サービス利用を通した安否確認ができない方を対象としており、事業費及び利用者数は少ないですが、重要な事業と捉えています。
39	意見	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 老人福祉総務費に対する監査結果 敬老記念品贈呈事業	平均寿命を下回る77歳高齢者への記念品の贈呈の必要性について廃止も含め検討していただきたい。	健康長寿課	措置済	健康寿命延伸を図る施策を強化するなかで、平均寿命を下回る77歳高齢者への記念品の贈呈は、平成28年度分をもって廃止しました。
50	意見	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (7) 老人福祉施設費に対する監査結果 養護老人ホーム措置委託事業(市内)	社会福祉法人が作成提出した老人保護措置費相当額指定管理料精算書を構成する資料である被措置者名簿の合計金額の計算に誤りがあった。誤りがあったのは平成27年10月分及び平成28年1月分の被措置者名簿の合計金額の計算である。今回、最終の精算額合計金額については、これらの誤りは修正されており支払額への影響はなかった。このような計算誤りを発見できる体制の整備が必要である。	福祉支援課	措置済	社会福祉法人が作成・提出した老人保護措置費相当額指定管理料精算書を構成する資料である被措置者名簿についても、業務担当者だけでなく、他の職員によるダブルチェックを実施しています。
61	意見	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (7) 老人福祉施設費に対する監査結果 老人憩の家管理運営事業(市内)	老人憩の家管理運営事業における指定管理料は、倉敷地区、水島地区、玉島地区、児島地区ごとの収支計算書に基づき計算されている。各地区の収支計算書について直接経費の費目ごとに検討したが、手数料・委託料の占める割合が極めて高く各地区とも50%を超える。さらに検討を加えたところ、手数料・委託料の金額の大部分を占めている委託料の多くは各地区の老人クラブであることがわかった。老人憩の家管理運営事業は、倉敷市総合福祉事業団に委託されている(指定管理者制度を適用)が、さらに各地区の老人クラブ等に管理運営業務が再委託されている。委託事務の簡素化や責任の明確化を図るために各老人クラブ等と直接契約することも検討すべきである。	健康長寿課	不措置	現在、市内36箇所の憩の家については、10年間(平成26～35年度)の更新期により倉敷市総合福祉事業団が指定管理を行っていること、また、指定管理者制度導入以前から倉敷市総合福祉事業団に管理を委託しており、これらで安定した管理実績や個別契約とした場合の事務量の増加等から総合的に判断し、現状維持とします。
72	意見	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (8) 介護保険事業特別会計に対する監査結果 給食サービス事業	給食サービス事業については、倉敷市社会福祉協議会との随意契約となっている。倉敷市社会福祉協議会が安否確認について他の団体よりも優位性があることは理解できるが、食事づくりに限定すれば、給食事業者等への直接委託も可能であると思われる。現在、給食サービス事業者の契約当事者は倉敷市社会福祉協議会であるが、倉敷市社会福祉協議会から9社の給食事業者に再委託されており、再委託料は最も高い事業者で50,000千円を超える契約額となっている。契約金額も大きく、契約の透明性を高めコスト等の監視を強化する意味で、給食事業者が倉敷市と直接契約を行う方がより望ましいのではないかと考えられる。なお、給食サービスに付随する安否確認については、倉敷市社会福祉協議会を含め、経済性、効率性等を考え、委託先を検討すべきである。	健康長寿課	不措置	平成8年から事業開始をした倉敷市給食サービスについては、配食を通じて安否確認を行う点に市が関与する意義があると考えており、食事作りと安否確認を分けることは困難と考えます。市は給食業者と配食を通じた安否確認の実施について直接委託契約を行っており、また、倉敷市社会福祉協議会とは、指定給食業者からの実績報告書の審査、当該指定給食業者への支払いを随意契約で委託しています。随意契約の理由は、社会福祉協議会が持つ民生委員・養育委員等のネットワークが、利用者の安否確認で緊急を要する際などに有効であり、同等の体制を有しない他の事業者が行うのは市にとって不利となるからです。また、利用対象者も多く、見直し時の影響にも留意する必要があるとします。
73	意見	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (8) 介護保険事業特別会計に対する監査結果 介護予防支援ボランティア事業	介護予防支援ボランティア事業について、近年、高齢者数は増加傾向にあるにもかかわらず、ボランティア登録者の伸び悩みが見受けられる。当事業について、より積極的なアピール活動の実施や、活動に対するインセンティブを強化していくことなど、ボランティア登録者を増やしていくための施策が必要であると考えられる。	健康長寿課	措置済	ボランティアの受入対象施設について、従来、介護保険施設等に限定していましたが、多世代交流を図り、活動の選択肢を広げ、地域での役割を担ってもらう機会を増やそうと、平成28年度から児童館や地域子育て支援拠点にも対象を拡大しました。平成29年度には、さらに保育園や障がい者関係の事業所等へ拡大するとともに、対象年齢を「65歳以上から「40歳以上」に拡大しています。また、平成29年度からボランティア体験を実施しており、平成30年度には、ボランティア活動に関心のある方とボランティア受入施設とのマッチングイベントを開催しました。実際にボランティアを体験したり、受入施設との顔の見える関係づくりや双方の活動支援を行うことで、ボランティア活動に対する疑問や不安を解消するとともに、事業の周知・広報を図っています。
78	意見	第1 高齢者福祉 3 日常生活圏域ごとの福祉サービス整備状況 (4) 日常生活圏域ごとの福祉サービス整備状況に対する監査結果	赤崎圏域については、日常生活圏域ごとのサービス整備の基本的な考え方に基づき、老人保健施設が整備されるとともに、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームが整備されている一方、平成29年度までの第6期計画では特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームのいずれも建設が予定されていない。赤崎圏域では特別養護老人ホームが設置されていないことから、老人保健施設で特別養護老人ホームの施設の機能を代替していることであるが、老人保健施設は、要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とした施設であって、要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護等の日常の世話、機能訓練、健康管理、療養の世話を行うことを目的とした施設である特別養護老人ホームとは目的及び機能を異にしている。現状、赤崎圏域に暮らす市民は、近隣に特別養護老人ホームが設置されており、不利益をこうむっているおそれがある。赤崎圏域に特別養護老人ホームを設置する計画を検討すべきである。	健康長寿課	不措置	平成30年度から3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定するにあたり、サービス整備の基本的な考え方と具体的な整備の進め方等について、保険料のあり方等とともに、計画策定専門分科会において議論を行い、その結果を踏まえて、広く市民から意見を募り、それを反映し計画を策定しましたが、第7期計画期間中においては設置しないこととなっています。

対応区分 「措置済」 措置が完了したも又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。  
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの。  
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したものを。

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉および児童福祉に関する事務の執行について

頁	区分	項目	指摘事項又は意見の内容(抜粋)	担当部署	対応区分	措置状況・理由
107	意見	第2 障がい者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (4) 各事業に対する監査結果の要約 施設通所者交通費助成事業	A型事業所以外の事業所においても、事業者への助成金等の給付がなされている点はA型事業所と変わりなく、通所者の交通費は本来事業者が負担すべきと考えられることから、公費による交通費助成事業については、廃止の検討又は給付の要件を厳格化するなど、支出を抑える方法を探るべきである。(A型事業所以外の事業所においては、通所する障がい者について最低賃金が保証されず、その多くが月に数万円の収入であることにかんがみれば、廃止された場合の影響が大きいことから、指摘事項ではなく意見とした。)	障がい福祉課	措置済	A型事業所の交通費支給には平成30年度から支給額に1か月あたり上限3,000円とし支給しております。A型以外の事業所への通所者については、賃金低額であり、今後も就労支援を行う必要があることから、現行どおりとします。
111	意見	第2 障がい者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (4) 各事業に対する監査結果の要約 高齢者等給食サービス事業	高齢者等給食サービス事業は、倉敷市高齢者等給食サービス事業実施要綱の第1条において、「日常生活を営むうえで支援を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、栄養バランスに配慮した食事を居宅まで配達し、安否確認を実施することにより食生活の安定及び改善並びに健康の増進を図り、高齢者等の介護予防を推進するとともに、孤独感の解消を図り、もって高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。」とされているとおり、事業目的の主眼は高齢者にある。 倉敷市障がい福祉計画においては、障がい者の地域での自立と社会参加の実現を図ることを基本方針に掲げるが、本事業は、昼食の居宅への配達であり、むしろ日中に障がい者を家にとどまらせる方向に働いてはならないと認識させるのであって、倉敷市障がい福祉計画の方針と本事業の目的との整合性に疑問が残る。 同計画に規定する、施設入所・入院から地域生活への移行を促進するという側面も考えられなくはないが、本事業は、昼食だけの配達であって、毎日・毎食の食事の保証をするものでなく、結局のところ、事業の主眼は高齢者の安否確認という点に求めるべきである。したがって、障がい者に関しては、廃止を検討すべきである。	障がい福祉課	対応中	障がい者は、引きこもりなどで地域で孤立していることが考えられ、居宅への配達がない社会との接点となるケースもあることから、食事提供のサービスがない障がい福祉サービスを利用している者を対象とし、給食サービスを実施しています。障がい者の地域での自立と社会参加ということを考え、平成29年4月から身体障がい者だけでなく、療育・精神障がい者も対象としました。今後効果を検証して、検討することとします。
114	意見	第2 障がい者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付費等の支給に関する事務に対する監査結果 監査結果	事業者からの請求の正確性確認の作業の人員を増員すべきである。事業者からの請求の正確性について、倉敷市では、国保連からのデータを基に、障がい者の給付費等について1名及び障がい児について1名の計2名で確認している。複数事業者間の利用時間と重複については、実際には重複していないと思われるものは却下しない運用と利用している。しかし、利用者の利用時間に不備があっても、その点の事業者への確認作業はなされていない。また、そもそも重複がなければ、利用がないにもかかわらず請求がなされてもエラーとならず、確認できない。重複請求が多い事業者が存在するのであれば、そもそも利用実績自体疑わしいものがあり、当該事業者への抜き打ちの調査等、請求の適正化に向けた対応が求められるところであるが、短期間の支払い手続きの中で担当者が各1名では人手が足りないというべきである。	障がい福祉課	措置済	本事業は、平成30年度から、国の制度が変更となり、事業所からの重複請求のチェックについても岡山県国民健康保険団体連合会へ委託を行っています。これにより請求内容の精査の質が上がり一定程度の事務軽減は図られています。
114	意見	第2 障がい者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付費等の支給に関する事務に対する監査結果 監査結果	重複請求件数の事業者ごとの統計を作成・確認して、監督・指導を強化すべき事業者のチェックが必要である。利用実績自体存在しない請求自体は、システムによるチェックがなされない状況であり、障がい者・児の利用実績の全てを確認することは件数が多いため限界があるが、利用時間の重複を通じて不正請求の可能性は洗い出せると考えられることから、重複請求の件数・理由を管理して監督・指導に役立たせるべきである。	障がい福祉課	措置済	本事業は、平成30年度から、国の制度が変更となり、事業所からの重複請求のチェックについても岡山県国民健康保険団体連合会へ委託を行っています。これにより請求内容の精査の質が上がり一定程度の事務軽減は図られています。
137	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 保育所入所手続き	利用調整基準指数表の就労類型のうち、「11 その他の区分」で「区分1から10までに掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合は、区分1から10までを準用した指数が加算される。しかしながら、「明らかに保育を必要とすると認められる場合」の基準が規程の上で明確でないため、公平性に疑義が生じないよう「その他の区分」の運用指針の作成を検討すべきである。 岡山市の保育利用ガイドでは、平成28年度より「在園児の施設利用継続手続きについて、現況届および保育の必要性が継続していることを確認できれば、利用調整を控えて次年度の施設利用継続が原則として可能」と明記されている。倉敷市でも同様の運営がなされていることであるが、公平性の観点からは明記しておくことが望ましい。 また、岡山市の利用調整基準指数表では、地域型保育事業利用終了児や保護者が保育士資格を持つ場合に各5点加算されることになっている。待機児童対策の懸念事項である地域型保育事業利用終了後の受け入れ先の確保対策や保育士不足対策を考慮し、倉敷市でも検討することが望ましい。 同様に岡山市の利用調整基準指数表では、就労類型のうち最も指数の高い「外勤又は居宅外自営」及び「農業又は居宅内自営」は5区分であるが、倉敷市は4区分であり、より細分化された基準が望ましい。	保育・幼稚園課	措置済	「11 その他の区分」については、運用指針を作成するのではなく、該当する事業が発生した際に「11 その他の区分」以外の類型として新たに規定し、公平性に疑義が生じないようにする予定です。なお、現在「その他の区分」を適用している例はありません。 また、利用調整基準表について、本市においても、地域型保育事業利用終了児や保護者が保育士資格を持つ場合には指数を加算することとしています。
137	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 保育所入所手続き	保育料の減免については、原則として保護者からの申請が必要である。入所申込書・ホームページにより周知されていることであるが、減免制度の周知として十分であっても、対象となる保護者については、より積極的に対応することが望ましい。	保育・幼稚園課	措置済	減免対象となる世帯については、制度についての説明を丁寧に行い、積極的に対応している。
137	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 保育所入所手続き	待機児童・未決定児童の管理リストについては、支所ごとで管理方法が異なっていること、保護者の状況や希望が流動的であるため状況の継続把握が困難であることから作成されていないことであるが、待機児童対策は倉敷市の重要課題であり、状況の継続把握が困難であるからこそ、リストによる管理が必要と考える。 新聞報道によると、保育所の利用申請を平成29年度からインターネットで行うことが検討されており、マイナンバー制度の個人用サイトである入所ポータルを活用するようである。数年のうちオンラインでの申請が主流となり、入所を申し込んだ児童の経過についても電子化されるものと思われるが、早期の対応が望まれる。	保育・幼稚園課	不措置	支所ごとの管理から、全市的な統合管理を行うことを検討した結果、調整を福祉事務所単位で行っていることもあり、申請書及びデータの管理も福祉事務所ごとの管理の方がよいということになりました。複数地区の希望がある場合にも、世帯の状況や希望園の変更等について、変更届提出の都度第一希望の地区で修正し、支所間の情報共有をすよう取扱いを再度徹底しました。現在も情報共有は出来ていません。
137	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 保育所入所手続き	千葉県流山市では送迎保育ステーションを流山おおたかの森駅・南流山駅の2か所で開催している。送迎保育ステーションと市内の指定保育所をバスで結び、登園・降園することができシステムで、利用料金は月額2,000円、1日100円である。保育所の地域的偏り解消の対策となるほか、保育所周辺の登園・降園時の渋滞対策や駅を利用する保護者の利便を改善するため、保護者に対するアンケート等を通じてニーズを把握し、当該ニーズが高いようであれば検討して頂きたい。	保育・幼稚園課	不措置	待機児童対策として、民間保育所・認定こども園の創設・増設など、施設の整備により保育定員の増加を行ってきており、平成31年度には合計118人、平成32年度には260人の定員増加を予定しています。 また、施設整備と合わせて、民間保育所等に対して保育士1人当たり月額平均5千円の給付加算を行う「保育士処遇改善事業」などにより、保育士の働きやすい環境の整備についても行うこととしており、保育士の確保対策にも努めています。 今後、幼児教育、保育の無償化に伴いまして、保育ニーズの大きな変化が予想されるなど大変厳しい状況ではありますが、待機児童解消に向けて引き続き努力します。
140	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 保育料の収納手続き	保育料収納率は年々増加しており望ましい傾向にあるが、公立保育所(現年度分98.97%)よりも民間保育所(現年度分99.37%)の収納率の方が高く、依然として改善の余地はあると考える。特に、口座振替有効利用率(口座振替依頼額/保育料の児童数)は平成27年度で91.01%程度であり、増加の余地は十分にあるので、従来以上に口座振替の推進を図ることが必要である。 また、長期にわたり滞納状況にある保育料の収納に関する有効性は、滞納繰り分の収納率が24.81%であることからも分かるように極めて低い状況である。したがって、現年度分の収納率向上により滞納を抑制し、滞納が生じた場合でも速やかに分納振替約書入手等により短期間で滞納を解消することが重要である。	保育・幼稚園課	措置済	口座未登録者には口座登録を推進しており、利用率も年々上昇しています。 参考(口座振替有効利用率) 平成27年度 91.01% 平成28年度 91.65% 平成29年度 92.33% また、現年度分の収納率向上のため、保護者への声かけや、分納振替約書の入手、児童手当からの徴収等を行っています。 参考(現年度収納率) 平成27年度 99.26% 平成28年度 99.32% 平成29年度 99.39%
140	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 保育料の収納手続き	平成24年10月より児童手当からの徴収が認められているが、現行では受給者の同意が前提となっており、同意を認めない保護者からの徴収は不可能である。 内閣府の資料(平成28年度における児童手当制度について)によると「保育料は手当から直接徴収が可能。学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能」であり、いずれも市町村が実施するか否かを判断することになっている。 東広島市では、平成28年6月支払の児童手当から保育料の特別徴収を実施している。東広島市のHPによると「保育料を納期限内に納付されていない人の受益者負担の公平性を確保するために、保育料を納付されていない人を対象に、東広島市から支払う児童手当の全額(6月・10月・2月)に、保育料を児童手当から直接徴収(特別徴収)を行います。特別徴収とは、児童手当受給者の承諾を必要とせずに、未納となっている年度の保育料に児童手当の全額もしくは一部を充当する制度です。」とのことである。 倉敷市でも同様に受給者の同意なしで児童手当から特別徴収が可能となるよう法制化することが望ましい。	保育・幼稚園課	対応中	他市の動向や今後の収納率を鑑みながら、今後の対応について検討します。
144	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 公立保育所運営事業	延長保育等利用料については、「預かり保育利用申込書延長・超過・預かり保育利用簿」に保育所等及び保護者が記入確認した実績を本庁に報告し、その実績報告をもとに担当課から保護者に直接納入通知書を送付しているため、保育所が直接、延長保育等利用料を現金で集金することはない。 したがって、当該利用料を保護者に請求するにあたって重要な書類となるのが利用簿である。当該利用簿には保護者の署名があるものの、保育所側の記入者の署名がない。その日の当番記入者が誰なのか、別の書類を見なくてもわかるよう、利用簿に署名又は押印し、責任を明確にすべきである。	保育・幼稚園課	措置済	利用簿の様式を変更し、園長が確認し、押印することとしました。

対応区分 「措置済」 措置が完了したも又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。  
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの。  
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、  
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能な等の  
措置を講じないことを決定したも。

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉および児童福祉に関する事務の執行について

頁	区分	項目	指摘事項又は意見の内容(抜粋)	担当部署	対応区分	措置状況・理由
146	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 公立保育所運営事業	平成22年度より施設別の収支管理を実施(平成24年度より施設使用料・人件費含む)しているが、収支決算との照合がなされていない。主な原因は人件費を年平均人数及び平均単価で計算されているためであるが、年度の実績に基づいて作成すべきである。仮に予定単価を用いる場合であっても、収支管理の資料を実効性の高いものにするためには、実績との差異分析を行う必要がある。	保育・幼稚園課	不措置	保育園は入所児童数の増加に合わせて、臨時職員を採用しています。また、正規職員には人事異動があります。以上のことから施設白書において、施設別収支を年平均人数及び平均単価で計算しており、変更することは困難です。
146	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 公立保育所運営事業	事業の有効性の重要な指標である保育所利用者アンケート集計結果は倉敷市ホームページで公表しているが、くらし子ども未来プランにおける保護者満足度の目標の97%に達していない上に、満足度は年々低下している。民間保育所と比較しても僅か1%ではあるが、2年連続で低い数値である。抽出した利用者(全体の5%を抽出)によってアンケート結果が左右される点は否定できないが、アンケートに協力してくれる保護者の期待に応えるためにも、アンケート結果を十分に分析したうえで施設別に対応策を検討することが望ましい。	保育・幼稚園課	措置済	公立幼稚園・公立保育園の適正配置計画の中で、「幼稚園の多機能化」や「認定こども園への移行」「幼稚園の統合」「保育園の統合」に取り組んでおり、保育所利用者アンケートを踏まえて、今後も上記計画の取り組みなどにより、保護者満足度の向上を目指します。
147	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 公立保育所延長保育事業	平成27年度は公立保育所23園のうち10園(公設民営を除く)のみ延長保育を実施している。「延長保育は利用者ニーズに応じて実施を判断しており、当該ニーズの高まりに対応して平成13年度以降実施しているが、柔軟な対応が可能な民間の実施を優先しているため」とのことであるが、公平性の観点からは、公立保育所の10園のみでなく、残りの13園でも延長保育の検討を行うことが望ましい。また、1日当たりの平均利用児童数(国の補助基準である18:30以降まで利用している人数)は平成23年度に72人であったが、平成27年度は39人まで減少した。ただし、18:30までの実際の利用児童数は70人程度とのことであり、延長保育に対するニーズがある限り、積極的に対応することが望ましい。	保育・幼稚園課	措置済	平成29年度から豊洲保育園で延長保育を開始しました。また、運営を委託した第三福田保育園でも平成29年度から延長保育を開始しました。
150	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 公立保育所園舎耐震化事業	倉敷市乙島保育園の修繕工事(指名競争入札)は予定価格14,905千円に対して落札額は14,904千円であり99.99%の落札率であった(総工事費14,904千円・指名競争入札)。予定価格は非公表で入札業者は12者(うち4者は辞退)にもかかわらず、高落札率となったのは落札業者以外の7者が予定価格を上回ったためと思われるが、ほぼ100%の落札率である。「倉敷市建設工事等高落札率入札調査要綱」では、倉敷市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等(予定価格を事前公表した全々の建設工事等)の競争入札において、落札率(最低入札価格/予定価格)が著しく高い場合(95%以上の場合)に、落札決定を保留した上で、直ちに全入札参加者から所定の内訳書の提出を求めることにより、入札において公正な競争がなされているか否かを調査することが規定されている。単行では、建設工事等に該当しない修繕工事であり、予定価格が非公表である当該工事については、高落札率調査を実施する規定はないが、95%以上の高落札率の工事については、上記の調査要綱を参考にして、入札において公正な競争を担保する有効な方法を検討する必要がある。	保育・幼稚園課	不措置	平成30年7月に「施設修繕の発注事務の適正化について(通知)」が発表され、保育園等の施設修繕の発注事務については、この通知に基づいて行うこととなり、予定価格を事前公表に統一するなどの取扱いが定められました。改正後の入札では、最低制限価格付近での落札も増加しています。入札制については、「施設修繕の発注事務の適正化について(通知)」に基づき、必要な改正を行ってまいります。
152	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 民間保育所運営事業	子ども・子育て支援新制度における保育料の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされている。平成27年度の他の自治体の利用者負担割合の割合を見ると、給付費に占める利用者負担割合が高めであるのは福山市の28.4%、低めであるのは那覇市の16.1%。他方、国の徴収基準額に占める利用者負担割合が高めであるのは福山市の83.4%、低めであるのは八王子市の51.0%となっている。倉敷市は、全体的に福山市の数値と近似傾向にあるが、平成25年度以降の推移から、倉敷市が利用者負担割合を引き下げていることがわかるが、今後他自治体の動向等を把握していく必要がある。	保育・幼稚園課	措置済	国や他市の動向を踏まえながら、必要に応じて保育料の見直しを検討しています。
156	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 民間保育所延長保育事業	認定こども園に係る委託契約書について、契約当事者が2者(甲と乙)しかないにもかかわらず、「丙」が使用されていた。公益社団法人がその社員たる社会福祉法人の代理人として倉敷市と契約した様式を利用しているためであり、安易な人為的ミスである。	保育・幼稚園課	措置済	平成28年度の契約書より修正しました。
164	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業費は年々増加してきており、登録親子組数の平成27年度実績についても、平成28年度実績(0.151組)比1.2%増の0.252組である。これまで拠点施設の適正配置に努めてきたため、子育て支援ニーズに対応したサービスの提供と利用者満足度の向上は量の確保よりも進んでいる。開設する拠点の選定に際しても、平成24年10月に拠点「ちゃやこひろば・チカク」を開設する際、初めて実施団体を公募し、プロポーザル方式で選定し、随時契約を締結している。事業の内容としては、4つの基本事業の他に、加算項目として「地域と連携して継続的(月2回以上)に実施する地域支援活動の実施」のメニューがあるが、当該加算費については、平成27年度で18拠点のうち半分の9ヵ所、平成28年度で10ヵ所である。実績報告書を閲覧したところ、その地域支援の業務水準にはバラつきが見受けられた。今後、各拠点利用者アンケートを義務付け、第三者評価を取り入れる等により、利用者を増やす取組が必要である。倉敷市子育て支援センターは、市内の地域子育て支援拠点を統括する中心的な役割を任せられており、倉敷市と連携しながら、利用者数の増加に向けて更なるリーダースhipを発揮することが望まれる。	子育て支援課	措置済	地域子育て支援拠点におけるサービスの質の確保を図るため、平成28年度開設の新設拠点については、引き続きプロポーザル方式で選定するとともに、年々、地域支援の拠点を増やしているところである。また、平成28年度から、市内各拠点で、利用者アンケートを初めて実施し、ニーズ把握・利用者満足度向上への取組を強化しています。平成30年度も実施しており、今後も継続して実施する予定です。なお、倉敷市子育て支援センターについては、全拠点が参加する連絡会、研修会を主催するなど、統括業務を遂行しています。
166	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 児童センター・児童館運営事業	倉敷市内には6つの児童館等が設置されており、いずれも社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団を指定管理業者として、その管理運営業務を委託している。直近の指定期間は「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」であり、その選定方法は非公表である。指定管理業務に関する協定書に添付された別紙「収支計画内訳書」上、直接的経費の中には本部経費負担分が盛り込まれている。当該事業の指定管理業者は複数の事業を営んでいるが、その配賦基準は、指定管理(公費)施設を除外している。本部経費は原則として、全ての事業に共通して発生する費用であり、合理的な理由がなければ特定の事業を配賦対象とすることは妥当でない。全ての事業を対象に本部経費の配賦再計算が行われたならば、当該事業の指定管理料は減少する余地がある。	子育て支援課	措置済	平成31年度からの新たな指定管理において、倉敷市から委託している事業の予算額に応じ本部経費が按分されるよう、倉敷市総合福祉事業団と調整を行いました。
166	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 児童センター・児童館運営事業	児童館等の指定管理業務に関する協定書には、利用者数(年間)及び利用者満足度の各々の達成目標が規定されている。利用者数の実績は、全体として92.1%の達成率、前年比2.6%減少した。利用者満足度5項目については、目標値を超えており、前年度に引き継いだ満足度が高い結果となっている。しかし、過去数年間の利用者数のみをみると、30万人前後で推移しており、ライフサイクルで例えるならば、成熟期にある感がある。利用者ニーズに応じて様々な見直しや工夫をされているところではあるが、最も利用が多い乳幼児層の利用促進が大きな課題である。	子育て支援課	不措置	児童館は0～18歳までの児童を対象としているが、中心となる利用者は小学生以下です。子どもの数が徐々に減っていること、就学前児童の就園率増加、放課後児童クラブ利用児童数の大幅な増加等により、児童館を利用可能な人数は年々少なくなっていると分析しています。なお、本市の乳幼児(就学前児童)向けの事業としては、保育所定員、地域子育て支援拠点利用者の増を、重点施策として実施しているところである。
167	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 児童センター・児童館運営事業	児童館等6施設のうち、倉敷児童館及び水島児童館は、新耐震基準を満たしているかどうかについて耐震診断が必要な建築物である。他方で、倉敷児童館及び水島児童館は、平成28年6月に策定された「公共施設等総合管理計画」に基づき、ファシリタマネジメントの観点から今後の整備方針について検討することとされており、耐震問題の解消が待たれるところである。	子育て支援課	対応中	本市では、耐震対策が必要な公共施設が数多くあることから、ファシリタマネジメントの観点に加え、「倉敷市保育建築物耐震化推進委員会ワーキンググループ会議」を年度毎開催し、公共施設の耐震診断の優先順位付けを行っています。これまでも、学校園を優先的に耐震対策を行い、学校については完了、幼稚園・保育園については現在行っているところである。今後については、優先順位付けを注視していく必要があると考えています。
169	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブは小学校区単位という地域密着で実施している事業であるため、保護者がクラブの状況を見て、利用希望はあるものの、申込みを控えるケースがある可能性が高い。潜在的な待機児童の存在が予想される一方、顕在化している待機児童も年々増加している。「小の壁」と言われるように、低学年になればなるほど、入所ニーズは高い。近年の不審者の出没等の治安の悪化もその背景にある。顕在化している放課後待機児童の解消はもちろんのこと、潜在的な放課後待機児童数を把握することが必要である。	子育て支援課	措置済	待機児童数は、年度当初に各運営委員会からの報告により把握していますが、正確な数の把握のためには、低学年・高学年にかかわらず、保護者への入所申込に関する適切な情報提供が必要と考えています。このため、平成28年度から、新2年生から新3年生の全ての保護者へ、放課後児童クラブについての案内文を、学校を通じて配布し、入所申込についての情報提供を行っています。また、平成29年度からは新1年生にも幼稚園・保育園を通じて配布を行っています。今後も継続して配布する予定です。また、今後も入所ニーズは高まるものと見込まれるため、より多くの児童が入所できるよう、事業を拡大していく予定です。
170	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 放課後児童健全育成事業	平成27年度の収支報告書(決算書)を閲覧した3つの運営委員会の児童クラブにおいて、「次年度繰越金」が多いのは、委託料の算出基準が変更になったことに伴い、年度途中で委託料収入が大幅に増加したことが大きな要因である。一般的に、各種事業は最小のコストで実施されるべきであるが、当該事業については、急激に高まっている利用者ニーズに応えるため、その内容の充実・拡大を図っていくというのが国の方針である。剰余金が多額となることのみならず、環境の改善や質の向上等に、有効活用していただきたい。	子育て支援課	措置済	27年度は、意見にあるとおり、国の制度改正に対し、補正予算で対応した結果、年度途中で運営委託料が大幅に増加し、「次年度繰越金」が多くなったものとする。「次年度繰越金」を含む会計処理等に関する監査を毎年実施しており、委託料の適正な活用について指導、確認をしています。

対応区分 「措置済」 措置が完了したも又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。  
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの。  
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切に処理であると認識しているもの又は措置不能な等の措置を講じないことを決定したも。

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉および児童福祉に関する事務の執行について

頁	区分	項目	指摘事項又は意見の内容(抜粋)	担当部署	対応区分	措置状況・理由
170	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの設備及び運営については、国の定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、各市町村が条例で基準を定めていることとなっている。放課後児童健全育成事業所には専用区画を設けなければならないが、この専用区画の面積について、平成27年度からの国の基準が改正されている。倉敷市においても新たに条例制定し、本則では国の基準とおりとしているが、附則において経過措置が設けられている。この経過措置には、期限が設けられていないため、本則に準拠すべき時期が明記されていない。当該設備に関する国の基準は各市町村が参酌すべき基準ではあるが、環境改善の観点から、今後の施策を踏まえ、又は施策立案に考慮すべく、期限を明記することが望ましいと考える。	子育て支援課	不措置	本市条例附則における経過措置については、条例制定時の平成26年度当時、専用区画の面積の国基準を満たす施設が少なく、今後、段階的に施設整備を進めなければならないもの、一方で予算上の制約もあることから、期限が明記されていないもの、条例制定後2年以上経過し、計画的に施設整備を進めていますが、一方で入所児童数も右肩上がりが増え続けており、現状では、期限を明記することが困難と判断しています。
171	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 放課後児童健全育成事業	放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭となる資格を有する者等であって、かつ岡山県知事が行う研修を修了したものでなければならず、平成32年3月31日までの間は岡山県が行った研修を修了したものに、修了を予定しているものを含むとする。施行期間までに確実に研修を修了して、国の基準を満たして頂きたい。この職員の基準は、各市町村においても従うべき基準である。	子育て支援課	措置済	岡山県が毎年度実施している放課後児童支援員資格認定研修については、平成32年3月31日までに本市の児童クラブに勤務している受講を希望する「みなし支援員」全員が受講可能と考えています。また、経過措置が切れる平成32年度以降は、年1回の研修機会では受講できない場合も出てくるため、県に対し、複数開催の要望しています。
171	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業について、一支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下とされており、国の運営費の基準では、36-45人の区分が標準とされている。倉敷市の平成27年度の支援の単位別入所人数は、45人を超える支援単位が散見される。専用区画の面積や支援員の確保、また、支援の単位を分割した結果、小規模な集団規模が生じることへ配慮等、総合的な助策が必要ではあるが、支援員の目が十分に届く児童数の観点から、適正な集団の規模を検討して頂きたい。	子育て支援課	措置済	国の運営費の基準と同様、本市の運営委託児童数額は、36-45人の区分が最も高くなっており、45人を超える児童1人増すごとに、減額幅が大きくなっていく仕組みとなっています。したがって、45人を超えてくると、支援員確保の課題はあるものの、クラブとしては分割を検討せざるを得ず、結果として適正な集団の規模に収斂していくと考えています。
171	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 放課後児童健全育成事業	現状における放課後児童健全育成事業の実施場所としては、学校内の余剰教室を専有、特別教室を放課後のみ借用、学校敷地内専用施設を使用など、様々な活用例があるが、学校の普通教室は活用していない。事業を実施する場所を確保する観点からは、特定の時間のみでも普通教室の利用は有効と考える。	子育て支援課	不措置	小学校の普通教室は、児童の教育の場であると同時に、生活の場である。放課後の普通教室には児童の所有物が常時保管されており、第三者が利用することは管理上支障があります。また、教育課程上、担任は、授業の授業の準備、掲示物の変更等を、放課後の普通教室で行わざるを得ず、勤務時間16時45分までとなってしまうことから、現状では児童クラブ室として活用できる見込みはないと考えています。
178	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 母子生活支援施設運営事業	母子生活支援施設運営事業については、平成18年度より、社会福祉法人を指定管理者として管理運営を委託している。27年度の倉敷市の管理運営評価結果は、26年度に引き続き、上位から3番目のB(概ね適切に運営されていた(一部不適切な部分があるが、既に改善済み))であった。25年度までは最上位評価であったが、職員の配置に関して、26年度より27年6月までの相当期間、協定書に定められている常勤職員数を満たしていなかったことによる。常勤職員不足の間中では非常勤職員を配置し、業務の円滑な遂行に努めたことであるが、入所者は、離婚やDV等不遇体験をし精神的に不安定なケースや、児童の養育に不安を持っているなど処遇の難しい母子が多く、当該事業において人的な専門的継続的支援は重要である。常勤職員不足が長期にわたる前に、定例のモニタリング以外に適時に実地で点検を行い、改善勧告等を行うべきであったと考える。協定事項を欠くような事態が発生した場合には、速やかに確認と対応を行い、業務の運営に支障があらならない。	子育て支援課	措置済	毎月、指定管理者から市に対し業務報告書の提出を求めているが、平成27年度中途から、職員配置について、新たに報告義務を課しています。そのことにより、現在では、万が一職員配置基準を満たさない場合には、速やかに確認、対応できる体制となっています。なお、報告義務を課して以降は、職員配置基準を満たさない状況は発生していません。
178	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 母子生活支援施設運営事業	母子生活支援施設の定員は20世帯であるにもかかわらず、直近3年間の入所世帯数は多い月でも8世帯である。事業の特性を考慮すれば施設のPR方法は難しい面があるが、入所率向上を図るため、岡山県内に所か所へ向うのうちの一つである本件施設の存在自体を知ってもらう必要がある。また、県内の関係者等への周知が効果的である。もちろん、その延長線上に存在するのは潜在的な利用者たる母子世帯である。その母子世帯が抱える悩みを情報収集することも重要である。全国的にはDV被害や被虐待児が増加しており、本件施設利用のニーズも潜在していると思われる。これらのニーズに対するためには、心理職等の専門職の配置と、いつでも受け入れ可能な職員体制の整備が必須である。地域の福祉ニーズを的確に把握し、それに対応できれば、関係者の評価も高まり、信頼関係が形成され、その結果、入所率を高めることができると考える。	子育て支援課	不措置	母子生活支援施設は、DV被害者等の広域入所が想定されているため、全国的施設一覧が定期的に福祉担当者向けに発行されており、職心察についても関係者には周知されているものと判断しています。また、心理職の配置については、条例上、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならないとされているところです。
181	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子・寡婦福祉資金貸付金については、担当課でも償還率を上げるために様々な方策を採っており、もちろん経済的に支援が必要な方に対する貸付であるが故に強く償還を求めにくいことも十分理解できるが、親の自立支援の趣旨を確認していたとしても、滞納者に対するコストも、一時的でなく持続的な効果となつて現れるよう、効率性を追求すべきと考える。現年分の償還率向上により滞納を抑制し、滞納の兆候を発見した場合に、徴収担当による母子・父子自立支援員等が速やかに滞納者と接触して分償還約書を手入する等により、短時間で滞納を解消するのが経済性・効率性の観点からは重要である。繰越滞納者にも、必ずしも絶然的にはなく重要性・優先順位をつけて、メリハリのある対応をするべきと考える。	子育て支援課	措置済	初期滞納者については、母子・父子自立支援員で電話催告及び文書催告を行い滞納解消の動きしているところである。また、償還開始時には口座振替による償還の契約を行い、未然に滞納を防ぐ措置を講じています。繰越滞納者については、徴収職員による電話催告や訪問徴収等を実施し、その折衝過程における情報収集により、個別に徴収方法を検討していくこととしていますが、約束不履行や納付意志の感じられない滞納者については、連帯保証人へ支払を求めたり、また支払督促を前提出した催告を実施しています。
186	意見	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (7) 子ども相談センターの事業に対する監査結果 児童見守り事業	3歳児健診以降、就学前の児童のうち保育所・幼稚園に在籍している在宅児童については、当該見守り事業により各施設から定期的に報告がある。他方、在宅児童の虐待の有無については、要保護児童地域協議会の構成員である医療機関・地域子育て拠点施設等と近隣から疑いがあれば連絡があることとされているが、網羅的に把握しているとは言えない状況である。厳しい財政状況ではあるが、こどもには赤ちゃん訪問事業と同様に、3歳児健診以降、就学前の在宅児童に限定して、年に一度保健師等が個別に家庭訪問し発育状況を確認することにより、虐待の発生を未然に防ぐことができるケースがあるのではないかと考える。	子ども相談センター	措置済	本市では、生後4か月までの家庭にこどもには赤ちゃん訪問、1.6健診、3歳児健診、小学校就学前の9月から11月にかけて就学前健診を通して、それぞれ時期に的確に行っています。平成30年度「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」により「乳幼児健診未受診者」未就園児、不就学児等の緊急把握の実施、調査を行い、関係部署等と連携して実態把握を実施しました。今後必要に応じて調査を行う予定としています。
195	意見	第4 倉敷市総合福祉事業団に対する委託金等の支出について 4 監査手続き及び監査結果 (2) 監査結果	倉敷市総合福祉事業団全体の収支は、平成26・27年度の2年においては15,000千円ほどの黒字であり、支払資金残高すなわち内部留保資金も6億円を超えている。収支差額が大きくなった理由については、例えば、ふじ園やくすのき園では委託期間が5年のため、5年分の見積りに基づいて委託料の算定をするが、その間に高齢の職員の退職等により人員費が減少した結果、委託料に赤字が生じたことであった。倉敷市総合福祉事業団は、平成23年度の内包括外部監査において、平成22年度の指定管理料を除く事業の委託契約について監査を受けているが、全の事業で収支差額がプラスとなっており、当初の委託料が高額であったのではないかと意見が付けられている。同年の監査において、収支差額がプラスとなったのは、人事異動により正規職員が委託に変更になった等人員費が当初予算より減額になったためであったこととあった。この平成23年度監査以降も毎年収支差額はプラスとなっており、人員費の差額だけが原因とは考えられず、当初の委託料が高額過ぎたと考えるのが相当である。ふじ園、くすのき園の指定管理料の算定については、予算を積み上げて計算されていたが、当初の予算と決算に乖離があり、そのために赤字が生じたものと考えられ、さらに委託契約の数年に渡る場合には、その乖離が大きくなる状況となっている。以上から、現状のままでは、市からの事業による当事業団の赤字は増える一方であるため、契約の見直しが必要と考える。委託契約の場合は、翌年の予定価額を見直すか、精算条項を設けることが必要である。指定管理契約については、契約更新時に、応募方法を見直すとともに、適正な算定根拠による指定管理料の見直しが必要である。	保健福祉推進課	対応中	平成23年度の包括外部監査での意見を踏まえ、委託契約について、平成24年度から人員費の精算や、委託料の見直しを行っている。指定管理についても、倉敷市総合福祉事業団が管理運営しているほとんどの施設が平成26年度から新しい指定管理期間に入っており、必要に応じて指定管理料の見直しを行っています。また、非公算の指定管理施設においては、平成26年度以降、収支差額が減少しています。くすのき園については、民間事業者への移管及び事業の統合により、平成30年度をもって廃止し、委託料が大幅に減額されることとなります。なお、指定管理業務については、管理運営の役割を提供した対応であり、管理運営費低減のインセンティブの観点から、一定の利益は認められるものと考えています。今後も、引き続き指定管理料等の金額が適正な水準で委託できるよう取り組んでいきたいと考えています。
221	意見	第5 指導監査課 1 全般事項について	指導監査については、市で定めた「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱」によると原則として年1回実施するものとし、適正な運営がされていると判断できる場合は2年に1度とすることができるとなっている。指導監査についての計画(実施方針)が策定されており、免除候補が記載されている。免除候補となる場合について、質問した結果「文書指導がない法人、施設は翌年を免除とする」という回答を得た。その年度に指導監査の対象とするか否かは、選定基準によって決定されることとなるが、実施頻度の減少は、指導監査の実効性に影響を与えるため、一定の実施数は必要であり、その選定基準は一定であるべきである。以上から、実施指導の対象選定基準については、指導監査の有効性の確保のため重要であることから、より明確で客観的なものが必要と考える。実地指導については、介護保険事業所と障害者サービス事業所に分けて実施計画が策定されており、指定更新期間の6年間に必ず1回は実地指導を実施しているが、その年度において実施対象とするか、翌年以降とするかについての明確な基準はない。対象数も多く、実施順位は常に流動的であり、一律に決めることは難しいと思われるが、こちらについても明確な選定基準を定めることが望ましい。	指導監査課	不措置	社会福祉法人、社会福祉施設につきましては、新たに示された、国の社会福祉法人指導監査要綱にも「特に大きな問題が認められない場合は3年に1回とする」といった定めがあり、この定めに対し国のQ&Aで「特に大きな問題が認められないこと」の判断基準や如何の問いに、「その適切性について一律に基準を定めることは困難であり、個々の法人の運営状況や所轄による指導監査の結果等も踏まえて、時々の状況に即して判断すべき」との回答が掲載されています。このように一律に基準を定めることは困難との国の見解も示されていることなどから、現行どおりとします。また、介護保険事業所と障害者サービス事業所につきましてでも、管理台帳に基づき、指導履歴の古いものから順次選定し、指定更新期間の6年間に必ず1回は実施しておりますので、現行どおりとします。

対応区分 「措置済」 措置が完了したものの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。  
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの。  
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したものを。

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉および児童福祉に関する事務の執行について

頁	区分	項目	指摘事項又は意見の内容(抜粋)	担当部署	対応区分	措置状況・理由
2	2	1	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (1) 全般事項について	指導監査課	措置済	これまで、口頭で利害関係を確認していたものを、平成30年度の指導監査及び実地指導の実施時から「利害関係チェックリスト」を作成し、担当職員に記入させ確認します。
2	2	2	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (1) 全般事項について	指導監査課	不措置	現在、管理台帳で監査・指導履歴を管理できており、国も施設個別の指導計画の策定までは求めていないが、現行どおりとします。
2	2	2	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (1) 全般事項について	指導監査課	不措置	サーバーに繋ぐことのできる市内LAN接続パソコンは持ち出しが禁止されており、持ち出し用のパソコンを使うにしてもデータの持ち出し、持ち込み申請・許可が必要で、データを直接サーバーに保管することはできない仕組みになっているため、現状では対応できない状況となっています。
2	2	3	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (1) 全般事項について	指導監査課	措置済	事前提出資料等については、法的義務付けは無く、国の指導監査要綱等でも法人・施設側の負担とならないよう配慮するよう求めています。また、近隣自治体でも宣誓書まで求めているところはありません。従いまして、宣誓書まで求めることはしませんが、指導監査の事前提出資料に記載責任者名を入れる様式に改め、記載責任者が責任をすべて記載する形としました。
2	2	3	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (1) 全般事項について	指導監査課	不措置	記載事項、様式について、一定の型を作成し、統一した記載を図ることは必要であるとは考えています。現在の復命書においても、その点を考慮し作成していますが、事業所ごとに指摘に至る経緯や理由など、記録に残っておかないとならない事項が異なるため、統一したものの作成は困難であるため、現行どおりとします。
2	2	3	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (1) 全般事項について	指導監査課	措置済	現在、「監査事例集」に代わる過去の指導監査の指摘事例を蓄積しており、それを参考に指摘を行っています。また、事業者から過去に問い合わせのあった回答が困難であった事例などについては記録しており、共有化を図っており、監査ノウハウを蓄積することができています。さらに、ベテラン職員を交えての勉強会の開催や、指導監査へ出向前に打ち合わせなども行っており、職員の習熟度に差異がでないように努めています。
2	2	3	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (1) 全般事項について	指導監査課	措置済	現在の市の決裁の電子システムにおいて、決裁権者などから指摘があった場合はその都度修正し、修正後の内容で決裁する仕組みとなっており、簡単なコメントの記入は可能ですが、多くの記載はできません。また、指摘に関しましては、文字や表現方法の修正等、軽微な指摘から、指導内容に關する大きな指摘まであり、その程度の指導内容まで記載しておくのかなどの問題も生じます。このため、大きな指摘で今後の指導上、どうしても残しておくべきと決裁権者などが判断した指摘についてのみ、別途、作成のうえ、復命書に指摘事項として添付することとします。
2	2	4	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (1) 全般事項について	指導監査課	措置済	項目別に過去に「文書指摘」及び「口頭指摘」として指摘した事例を保存しており、指摘する際には、この内容を参考に指摘を行っており、これを具体的な区分事例集としております。また、判断のためのチェックリスト等についても、現在、全職員での指摘内容のすり合わせや上位職員の決裁時の調整なども行い、担当者間で差異がなくなるように努めています。
2	2	5	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (2) 指導監査について	指導監査課	措置済	「実地指導」は指導であり、事前に指導項目を公表し、事業所自ら項目をチェックすることは問題ないと考えられますが、「指導監査」は監査であり、事前に監査項目(内容)を公表すること自体好ましくないと考えられます。このため、自分が自己チェックのガイドラインを示している社会福祉法人などにおいては、それに基づき、でもガイドラインを作成、公表し、運営のチェックが行える体制としました。また、ガイドライン等が示されていない社会福祉施設等については、現行どおりとします。
2	2	5	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (2) 指導監査について	指導監査課	措置済	指導監査時には、必要なすべての項目を、「運営」「処遇」「給食」「会計」のそれぞれをチェックする職員のうちどの職員が確認するよう示してあります。しかしながら、事前打ち合わせが十分でなかったり、指導監査当日の連携ミスなどにより、一部の項目がチェック漏れになるものがあります。こういったことが生じないように、今後においては、新たに分擔表を作成し、これに基づき事前打ち合わせを十分行うことにより、チェック漏れが起こらない体制とします。
2	2	6	意見 第5 指導監査課 7 監査結果 (2) 指導監査について	指導監査課	措置済	該当がない場合は、所見欄に該当なしと記載することとしました。

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。  
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの。  
「不措置」 措置する必要性がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、  
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等  
措置を講じないことを決定したものの。

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉および児童福祉に関する事務の執行について

頁	区分	項目	指摘事項又は意見の内容(抜粋)	担当部署	対応区分	措置状況・理由
226	意見	第5 指導監査課 7 監査結果 (2) 指導監査について	復命書の監査結果の欄について、指摘事項がないため空白のもの(記載がないもの)があったが、指摘がない場合は、「指摘事項なし」と記入すべきである。また、監査結果欄の記入が手書きのため不明瞭で、内容が判読できないものがあり、結果通知書へ適切に内容が反映できているか確認困難であった。翌年度以降の担当者が参考とする場合に、理解が困難となるため、監査結果欄は、必ず明瞭に記載することが必要である。指導監査のチェックリストを閲覧した結果、報告者欄に担当者名の記入がないものがあった。担当者は必ず記入すべきである。	指導監査課	措置済	該当がない場合は、所見欄に指摘なしと記載することとし、担当者名の記載と、丁寧な記入を行うこととしました。
226	意見	第5 指導監査課 7 監査結果 (3) 実地指導について	障害サービス事業所に対する実地指導については、事前資料として自己点検シートへの記載を求めておらず、現場指導時に職員が点検シートに記載をしている。記載結果を閲覧した結果、点検シートが複数あり、職員がそれぞれ担当項目について、記載してあった。点検シートが分かれていると、点検項目に漏れがないことを確かめることが困難となる。現場実施時は別々の点検シートに記載しても、指導結果の資料としては、1つの点検シートへまとめる必要があると考える。	指導監査課	措置済	入所系のサービス以外については、事前チェックシートを作成し、事業者事前に提出させることとしました。シートを取りまとめについては、指導監査時にはすべての項目を、「運営」「処遇」のそれぞれをチェックする職員のうちどの職員が確認するようにしており、指導現場で講評前に担当者間で点検漏れがないか確認を行っています。また、次回以降もこの区分で行うことになるため、1つにまとめるより、担当部分ごとのものがある方が実務的には都合が良く、1つにまとめる手間をかけるメリットは少ないため、現行どおりとします。
227	意見	第5 指導監査課 7 監査結果 (3) 実地指導について	実地指導における施設等が記入する事前準備資料として自己点検シートがあるが、多数の事業別に「運営編」「報酬編」別に準備されている。この自己点検シートの記載結果を閲覧した結果、回答のない項目が散見された。チェックの回答項目が「適」と「否」しかないため、該当のない項目については、回答の記載ができないためと思われる。特に「報酬編」に多くみられた。チェックリストには全部の項目についてチェックしたことを明示することが必要である。現状では、チェック漏れが該当なしのどちらか不明である。回答欄に「該当なし」の項目を追加する必要があると考える。	指導監査課	措置済	「報酬編」に該当あり・なしのチェック項目を追加し、「運営編」については、該当がない場合は少ないため、項目までは設けませんが、該当の無い場合はその旨記載することとしました。
227	意見	第5 指導監査課 7 監査結果 (3) 実地指導について	今後、業務改善報告書の提出期限を経過したものについては、「遅延理由書」の提出を求めることが望ましい。	指導監査課	措置済	指摘のあった障がいサービス事業所への実地指導については、1か月以上改善報告の提出が遅れた際には、遅延理由書を徴することとしました。

(公表日:令和元年7月29日 通知日:令和元年6月28日 法 第11号)